内部通報制度の整備・運用に 関する規程

（目的）
第1条 本規程は、理事長の責任のもと、当法人並びに当法人労働者及び役員についての法令等に違反する行為等 に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、 もって、コンプライアンス経営を実践することを目的とする。

（定義）
第2条 本規程において「法令等違反行為」とは、当法人並びに当法人労働者及び役員による法令等に違反する行為又は当法人が定める各種内部規程に違反する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又 はそのおそれのある行為をいう。

2. 本規程における「職員」とは、正社員、契約社員、嘱託社員、パート、アルバイト、派遣労働者、ボランティアスタッフ（登録手続きを理事長が承認した）をいう。

3. 本規程において「通報」とは、当法人並びに当法人職員及び役員による通報対象行為を知らせることをいい、「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受ける ことをいう。

4. 本規程において「内部公益通報」とは、通報のうち公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に 定める公益通報をいう。

5. 本規程において「本件窓口」とは、第4条第1項及び第2項に定める通報を受け付ける ための内部窓口並びに外部窓口の総称をいう。

6. 本規程において「公益通報対応業務」とは、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

7. 本規程において「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。

8. 本規程において「利用対象者」とは、本件窓口を利用できる者をいう。

9. 本規程において「本件窓口利用者」とは、本件窓口に対して通報又は相談を行った利用対象者をいう。

10. 本規程において「対象事案」とは、本件窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。

11. 本規程において「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。

12. 本規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。

13.本規程において「本件窓口担当者」とは、本件窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。

14. 本規程において「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう。

15. 本規程において「処分等」とは、当法人就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、当法人が行うことができる一切の措置をいう。

16. 本規程において「不利益な取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転 籍、退職勧奨、更新拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、その他の一切の不利益な取扱いをいう。

17. 本規程において「職制上のレポーティングライン」とは、当法人役員のほか、各々の当法人労働者及び役員にとっての上長（直属の上長に限られない。）をいう。

18. 本規程において「是正措置等」とは是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう。

（内部通報の体制整備）
第3条
当法人内において、通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。

2. コンプライアンス担当理事は、理事長の指示に基づき、本規程に基づく制度の整備、当法人職員及び役員に対する広報、定期的な研修、説明会その他適切な方法による周知徹底及び内部通報制度の運用の高度化に取り組むとともに、通報又は相談の受付から、それらへの対応を完了するまでの一連の業務を適切に管理する。

3. 理事会は、本規程に係る業務執行状況について、理事長及びコンプライアンス担当理事に報告する。

4. 各事業部や事業所の管理者をコンプライアンス責任者とし、コンプライアンス担当理事に所属するものとする。コンプライアンス責任者は、理事会の指示に基づき必要に応じて法令等違反行為の有無の調査を行うとともに、是正措置等の実行、通報に関する秘密の保持、本件窓口利用者又は調査協力者に対する不利益な取扱いの防止等に取り組む。

（窓口及び利用対象者）
第4条
通報又は相談を受け付ける内部窓口を以下のとおり設置する。
（1）コンプライアンス担当理事（以下「コンプライアンス担当窓口」という。）
（2）監事（以下「監事窓口」という。）

2. コンプライアンス担当窓口及び監事窓口は全ての通報対象行為を受け付けるものとする。

3. コンプライアンス担当窓口及び監事窓口において当法人役員に関係する又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、監事との間で、その後の方針について協議を行う。

4. 本件窓口において内部公益通報を受ける者は、次の各号に定める者は、本規程により従事者として指定される。なお、当法人は、当該従業者に対し、その地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。
（1）コンプライアンス責任者を担当する当法人職員及び役員
（2）監事窓口を担当する当法人職員及び役員

5. 利用対象者は、当法人職員及び役員並びにそれらであった者とする。

6. 利用対象者は、職制上のレポーティングラインに対して通報できるが、当該通報の有無にかかわらず、本件窓口を利用することができる。

7. 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。

8. 利用対象者は、内部通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも本件窓口を利用するこ とができる。

（通報又は相談の方法）
第5条
本件窓口の利用方法は、利用対象者の利便性を高めるため、電話、電子メール、郵送又は面談とし、本件窓口ごとの利用方法は別に定める。但し、当該利用方法以外により通報又は相談が行われた場合であっても、本件窓口が利用されたものとして取り扱うこと ができる。

（範囲外共有の防止を含めた情報管理）
第6条
本件窓口利用者からの通報又は相談により得た情報は、当法人が別に定める範囲以外に共有しないものとする。

2. 調査協力者から得た情報は、当法人が別に定める範囲以外に共有しないものとする。

（調査）
第7条
本件窓口に通報された対象事案については、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施しなければならない。

2. 本件窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する理事会に所属する者は、本規程により従事者として指定される。なお、当法人は、当該従業者に対し、その地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

3. 次の各号に定める対象事案以外に関する調査は、コンプライアンス担当理事が行う。但し、理事長が、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連す る部門の担当役員若しくはコンプライアンス責任者や対象事案に対する権限を所管する部門等、コンプライア ンス担当理事以外にも調査を行わせることができる。
（1）監事窓口に通報された対象事案
（2）第4条第2項に定める監事窓口に通報された対象事案のうち本件窓口利用者がコンプライアンス担当理事に対する情報提供を拒否した対象事案
（3）監事が調査を行うこととなった対象事案

4 理事長は、前項に基づきコンプライアンス担当理事による対象事案の調査を行う者に対 して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

5. コンプライアンス担当理事により調査指示を受けた者は、速やかに調査の上、コンプライアンス担当理事に報告する。

6. 第3項各号に定める対象事案に関する調査は、監事が行う。但し、監事は、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、監事以外にも調査を行わせることができる。

7. 監事は、前項に基づき監事による対象事案の調査を行う者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

8. 本条に定める対象事案に関する調査を行う際に外部の専門家を活用する場合には、当該対象事案につい て中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがない専門家を活用しなければならない。

（是正措置等）
第8条
調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、理事長又は当該法令等違反行為に関連する部門の担当職員若しくはコンプライアンス責任者は、速やかに是正措置等を講じなければならない。この場合に おいて、当法人役員が関係することが認められた対象事案のときは、監事に対して、是正措置等の対応状況を報告しなければならない。

2. 理事長または監事は、内部公益通報された対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に 明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

3. 調査の結果、当法人役員が関与する法令等違反行為が明らかになった場合には、理事長又は当該法令等違反行為に関連する部門の担当職員は、是正措置等を講じるのに先立ち、是正措置等の内容について中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがないか外部の専門家の意見を求めなけれ ばならない。

4. 理事長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

（記録）
第9条
当法人は、本件窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後5年間、保管しなければならず、その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

（協力義務）
第10条
当法人職員及び役員は、対象事案であるか否かにかかわらず、調査に際して協力を求めら れた場合に は協力しなければならず、また、調査を妨害してはならない。

（窓口利用者の保護）
第11条
当法人職員及び役員は、本件窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 当法人労働者及び役員は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

（探索の禁止）
第12条
当法人職員及び役員は、本件窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力し た者が誰であるかを探索してはならない。

（秘密保持）
第13条
当法人職員及び役員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2. 当法人職員及び役員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

（利益相反の回避）
第14条
当法人職員及び役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。
（1）法令等違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者（被通報者に限らない。）
（2）本件窓口利用者又は被通報者と親族関係にある者
（3）その他、公正な対象事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討の実施を阻害 しうる者

2. 当法人職員及び役員は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に 関与する時点で、前項各号のいずれにも該当しないことを確認するものとし、前項各号のいずれかに該当す る場合には、コンプライアンス担当理事による調査事案の場合は理事長に対し、監事によ る調査事案の場合は監事に対し、報告しなければならない。

3. 報告を受けた理事長又は監事は、当該職員及び役員の対象事案への対応の関与可否を判断する。

4. 本件窓口担当者は、自らが第1項各号のいずれかに該当する通報又は相談を受け付けた場合には、他の本件窓口担当者に引き継がなければならない。

（通知等）
第15条

本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、通報又は相談を受け 付けた旨を速やかに通知するとともに、調査開始の有無等についても本件窓口利用者が通報又は相談をした日から20日以内に通知しなければならない。

2. 本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の進捗状況について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、適宜通知しなければならない。通知方法は、メール、記録など、保管できる媒体とする。

3. 本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

4. 本件窓口担当者は、対象事案に関する調査の完了後、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、第11条第1項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

5. 調査担当者は、対象事案に関する調査の完了後、必要に応じ、調査協力者に対して、第11条第2項に 6 より禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければな らない。

（職制上のレポーティングラインにおける通報者等の保護等）
第16条
当法人職員及び役員は、職制上のレポーティングラインに対して通報又は相談を行った者に対して、 当該通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 当法人職員及び役員は、職制上のレポーティングラインへの通報に関する調査に協力した者に対して、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

3. 職制上のレポーティングラインに対して行われた通報又は相談についても、当法人は、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、その結果を受けて必要な範囲で是正 措置等を講じ、それらの記録を 適切に作成・保管するとともに、当法人労働者及び役職員は、前2項の遵守に加えて、範囲外共有の防止を 含めた情報管理、探索の禁止、秘密保持、利益相反の回避等に関し、本規程に定める通報及び相談に準じて取り扱う。

（当法人以外に公益通報を行った者の保護等）
第17条
当法人職員及び役員は、公益通報者保護法第3条第2号及び第3号並びに同法第6条第2号及び第3 号に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行 ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 当法人職員及び役員は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を当法人が認めた範囲以外に共有しないものとする。

（不正の目的による通報又は相談の禁止等）
第18条
当法人職員及び役員は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

2. 当法人職員及び役員は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならず、虚偽を述べてはならない。

3. 前2項に違反している可能性が高いと認められる場合には、本規程の定めにかかわらず、当法人は、前2項の違反の有無を調査することができる。

（留意事項）
第19条
本件窓口又は職制上のレポーティングラインに対して通報又は相談した当法人職員及び役員は、通報又は相談した情報が広まるほど自らが不利益な取扱いを受ける可能性が高まることを踏まえて、当該情報の管理に留意するよう努めなければならない。

2. 調査に協力した当法人職員及び役員は、調査に関する情報が広まるほど自ら及び前項に定める職員及び役員が不利益な取扱いを受ける可能性が高まることを踏まえて、当該情報の管理に留意しなければな らない。

（処分等）
第20条
本規程の違反行為が明らかになった場合には、当法人は、当該行為を行った当法人職員及び役員に対して適切な処分等を課さなければならない。

2. 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、当法人は、当該法令等違反行為に関与した当法人職員及び役員に対して適切な処分等を課さなければならない。

（自主的な通報の取扱い）
第21条
法令等違反行為に関与した当法人職員及び役員が自主的に本件窓口又は職制上のレポー ティングラインに対して通報した場合や調査に協力した場合には、当法人は、処分等を減免することがある。

（救済・回復等）
第22条
本規程の違反行為（第6条及び第11条の違反行為を含むが、これらに限られない。）が明らかになった 場合には、当法人は、当該行為による被害・違反等について、適切な救済・回復措置等を講じなければなら ない。

（通報に対する評価）
第23条

理事長は、重大な法令等違反行為の発見及び是正に寄与した本件窓口利用者、調査協力者に対して、積極的な評価を行うものとする。また、本規程の適切な運用を通じて第1条に定める目的のために重要な貢献をした本件窓口担当者及び調査担当者についても同様とする。

（周知・研修）
第24条
理事長は、全ての当法人職員及び役員に対して、本件窓口の周知並び に本規程の遵守及び公益通報者保護法の理解を促すため、定期的に教育及び研修を行うものとする。

2. 理事長は、個人情報等の保護に配慮した上で、本件窓口の運用実績について当法人職員及び役員に対して周知するものとする。

3. 理事長は、本件窓口担当者及び調査担当者に加え、それらの担当者となる可能性の高い当職員労働者及び役員に対して、本規程の適切な運用を確保するため、定期的に教育及び研修を行うもの とする。

（本規程に基づく体制の整備、運用及び改善）
第25条
理事長は、利用対象者の利便性を高めるため、利用対象者の意見を聴取した上で、本規程に基づく体制の整備、運用及びその改善に努めるものとする。

2. 理事長は、理事会及び監事に対して、本規程に基づ く体制の整備及び運用状況等に ついて必要に応じて報告しなければならない。

3. 理事長は、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について、必要に応じて客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、改善を行うものとする。

4. 理事長は、本規程に基づく体制の整備及び運用実績の概要等について、必要に応じて社内外に対して説明するよう努めるものとする。

（所管）
第26条
本規程の所管は、コンプライアンス担当理事とする。

（改廃）
第27条
本規程の改廃は、理事長が起案の上、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和8年6月28日から施行される。